

令和 5 年度

特 別 徴 収 の し お り

お願い

- 退職、転勤等の異動届書は早めに提出して下さるようお願いします。
- 税は翌月の 10 日までに納付して下さい。

〒901-3108

沖縄県島尻郡久米島町字比嘉 2870 番地

久米島町役場 税務課

TEL (098) 985-7127

つづりの内容

1. 特別徴収事務取扱要領	P 1 ～ 3
2. 市町村民税・県民税の計算方法	P 4 ～ 6
3. 退職手当等に係る市町村民税・県民税の所得割の特別徴収について	P 7 ～ 8
4. 納入書の書き方	P 9
5. 特別徴収に係る給与所得者異動届出書記入例	P10～12
6. 特別徴収に係る給与所得者異動届出書	P13
7. 特別徴収義務者所在地等変更届出書	P14
8. 特別徴収への切替申請書	P15

令和5年度 市町村民税・県民税特別徴収について

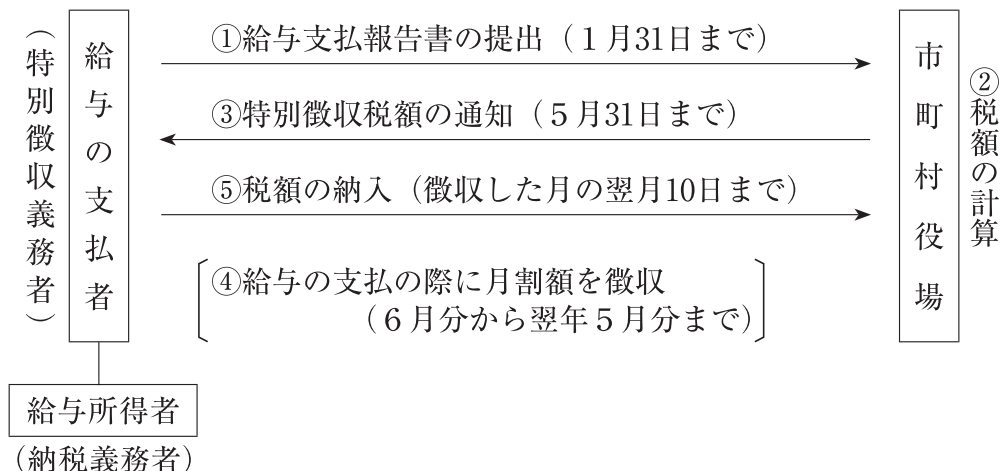
市町村民税・県民税の特別徴収事務につきましては、毎年格別のご協力を賜りお礼申し上げます。

さて、市町村民税・県民税の特別徴収事務につきましては下記取扱要領にご留意の上よろしく取扱いいただきますようお願いいたします。

特別徴収事務取扱要領

1 市町村民税・県民税の特別徴収制度

市町村民税・県民税の特別徴収とは、所得税の源泉徴収と同様に給与の支払者（特別徴収義務者）が給与の支払いを行うときに、その支払う給与から受給者（納税義務者）市町村民税・県民税の月割額を差引徴収し、まとめて納入していただく制度をいいます。



2 特別徴収によって市町村民税・県民税を徴収される者

令和4年中に給与所得があり、かつ令和5年4月1日現在給与の支払を受けている方です。

3 住民税が課税されない人

- (ア) 前年中の所得金額が28万円×(扶養人数+1人)+10万円+16万8千円以下の人（被扶養者がいない場合は38万円以下の人）
- (イ) 生活保護法によって生活扶助を受けている人
- (ウ) 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親で前年の合計所得金額が135万円以下（給与所得者の年収に直すと2,044千円未満）であった人

4 月割額の徴収方法

令和5年度市町村民税・県民税特別徴収税額表に各納税義務者の6月から翌年5月までの月割額を算出してありますので、6月以降に支払う給与から翌年の5月まで毎月、その該当する月割額を差引き徴収し翌月の10日までに納入してください。

5 特別徴収税額の変更

特別徴収税額の通知後に税額に誤りがあったり、その他の理由で特別徴収税額を変更する場合には「特別徴収税額の変更通知書」を送付しますので変更後の月割額を徴収してください。

6 月割額の納入場所及び納期限

徴収された月割額は「納入書」によって指定された納入場所（金融機関等）で徴収すべき月の翌月10日までに納入してください。（6月分は7月10日まで以降順次翌月10日まで）※土、日、祝祭日の場合は翌営業日です。

7 特別徴収税額の納期の特例 ※申請書は役場税務課に準備してありますので、ご連絡下さい。

特別徴収義務者は、事業所等で給与の支払を受ける者が常時10人未満である場合は、特別徴収税額の納期の特例に関する申請書を6月末日までに市町村長に対して提出し、その承認を受けたときは、下記のとおり年2回にわけて特別徴収税額を納入することができます。

- （1）6月分から11月分までは12月11日までに納入
- （2）12月分から5月分までは6月10日までに納入

8 月割額を納期限までに納入しなかった場合

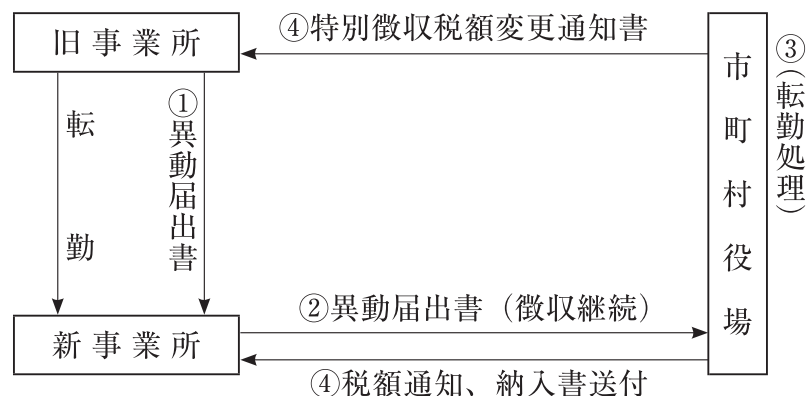
特別徴収義務者が納期限までに月割額を納入しなかったときは、その翌日から納入の日までの期間に応じ延滞金が徴収されます。又、督促状発付の日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは滞納処分を受けることになりますので特に注意してください。

〈納税者が転勤又は退職等で異動した場合の手続等〉

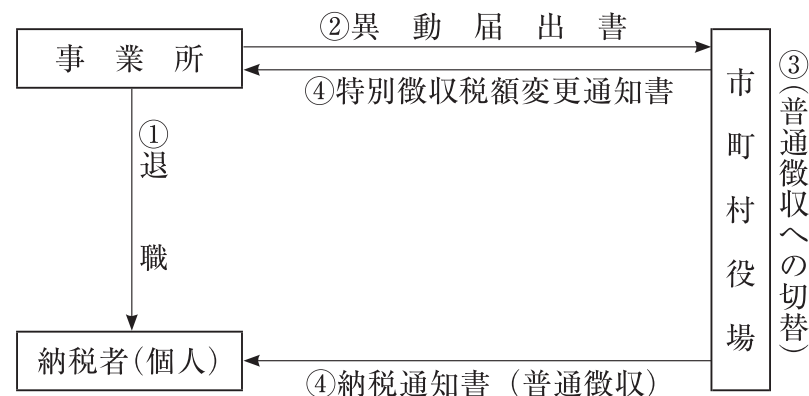
1 特別徴収に係る給与所得者異動届出書について

特別徴収の方法によって納税している人に転勤、退職等の異動があった場合、その事実の発生した月の翌月10日までに必ず異動届出書を提出して下さい。この異動届出書の提出が遅れますと、退職した納税者の分まで特別徴収義務者の滞納となり、また納税者への納税通知書（普通徴収への切替分）の交付が遅れ納税義務者に迷惑をかけることになります。特に転勤の場合は特別徴収義務者の指定替えをしますので、遅滞なく届出をお願いします。なお転勤の場合はお手数ですが新勤務先へ月割額を前もって御連絡ください。

◎ 転 勤（特別徴収の継続）



◎ 退 職（普通徴収への切替）

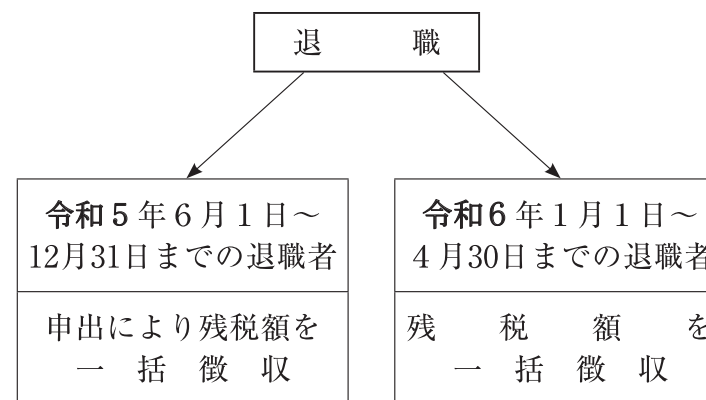


2 退職に伴う残税額の一括徴収について

特別徴収の方法によって納税している人が退職等により給与の支払を受けなくなった場合で下記の（１）又は（２）に該当するときは、特別徴収義務者は、給与又は退職手当等の支払をする際に必ず残税額を一括徴収し、徴収した翌月の10日までに納入してください。

（１）退職の日が令和５年６月１日から１２月３１日までのとき
退職した給与所得者から一括徴収されたい旨の申出があり、かつ残税額を超える給与又は退職手当等が支払われる場合。

（２）退職の日が令和６年１月１日から４月３０日までのとき
令和６年５月３１日までに残り税額を超える給与又は退職手当等が支払われる場合、本人の承諾がなくても一括徴収となります。



3 特別徴収義務者の住所、名称等変更があった場合

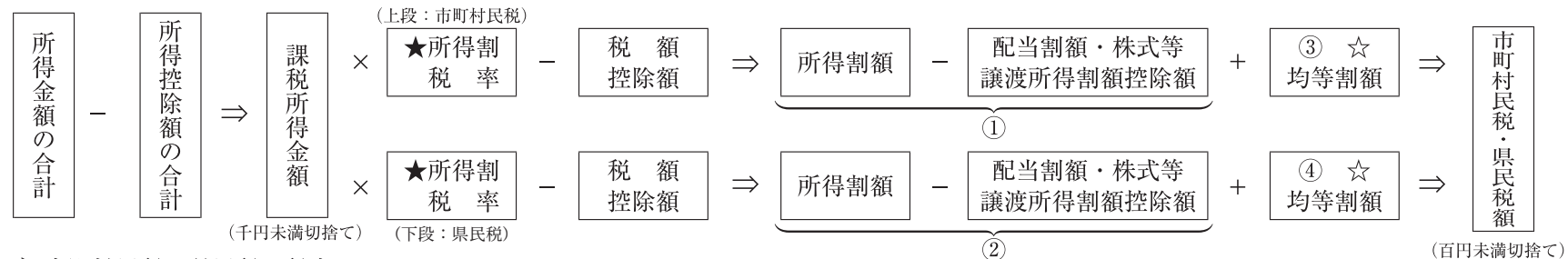
同封の特別徴収義務者住所、名称等変更事項を記入の上、役場税務課宛に提出してください。

4 ４月１日以降の就職者等の特別徴収

４月１日以降の就職者から特別徴収の申出があった場合、綴込みの「特別徴収への切替申請書」に必要事項を記入して役場税務課宛に送付して下さい。

市町村民税・県民税の算出方法

- 〔1〕 令和5年度市町村民税・県民税は令和4年中の所得を基礎として算出し、その税額はいずれも「所得割額」と「均等割額」の合計額（下記の①～④を合計したもの）です。



- 〔2〕 市町村民税・県民税の税率

★市町村民税所得割	6%	均等割非課税者
★県民税所得割	4%	前年の合計所得金額が次の金額以下の人
☆市町村民税均等割額	3,500円	ア 本人のみの場合 38万円
☆県民税均等割額	1,500円	イ 扶養親族がいる場合 28万円 × (本人 + 扶養人数) + 10万円 + 16.8万円

- 〔3〕 所得控除額

a. 扶養控除額等の金額

扶養控除	年少(16歳未満)	控除なし
	一般	33万円
	老人	38万円
	特定	45万円
	同居老親等	45万円
障害者控除	一般	26万円
	特別	30万円
	同居特障	53万円

b. 配偶者（特別）控除

納税者本人の所得金額	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
配偶者控除	33万円	22万円	11万円
老人控除	38万円	26万円	13万円
所得金額	控除額		
48万円超95万円以下	33万円	22万円	11万円
95万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円
100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円
105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円
110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円
115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円
120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円
125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円
130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円

c. 生命保険料控除額

支払金額	控除額
新契約	12,000円以下のとき 全額
12,000円超32,000円以下のとき	支払金額の1/2 + 6,000円
32,000円超56,000円以下のとき	支払金額の1/4 + 14,000円
約	56,000円超のとき 28,000円
旧契約	15,000円以下のとき 全額
15,000円超40,000円以下のとき	支払金額の1/2 + 7,500円
40,000円超70,000円以下のとき	支払金額の1/4 + 17,500円
約	70,000円超のとき 35,000円
一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額（限度額70,000円）	
一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額（限度額28,000円）	

d. 地震保険料控除額

地震保険料控除	地震保険料	支払金額	控除金額
		50,000円以下のとき	支払金額の1/2
		50,000円超のとき	25,000円
	旧長期契約	支払金額	控除額
		5,000円以下のとき	全額
		5,000円超15,000円以下のとき	
			支払金額の1/2 + 2,500円
		15,000円超のとき	10,000円
	地震保険、旧長期の両方がある場合は、限度額は25,000円		

e. 雑損控除額

下記の①②のいずれか多い方の金額

① (損失額 - 保険金等による補てん額) - (総所得金額等の合計額 × 10%)

② 災害関連支出の金額 - 5万円

f. 医療費控除額（限度額200万円）

(支払った医療費の額 - 保険金等による補てん額) - (総所得金額等の合計額 × 5% または 10万円のいずれか少ない方の金額)

※ 地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合
特定一般用医薬品等購入費 - 1万2千円 (限度額8万8千円)

g. 社会保険料控除額及び小規模企業共済等掛金控除額

支払金額の全額

健康保険、国民・厚生年金、介護保険、共済組合など

〔４〕税額控除

◎調整控除

納税者本人の合計所得金額が、2,500万円以下の場合、下記の区分に応じた金額

(1) **合計課税所得金額が200万円以下の者**

次のアとイのいずれか少ない額の５％（県民税２％、市町村民税３％）に該当する金額

ア．人的控除額の差の合計額（下表の控除の適用がある場合に同表金額欄に掲げる金額を合算した額）

イ．合計課税所得金額

(2) **合計課税所得金額が200万円超の者**

アの金額からイの金額を控除した額（５万円を下回る場合には５万円）の５％（県民税２％、市町村民税３％）に相当する金額

ア．人的控除額の差の合計額（下表の控除の適用がある場合に同表金額欄に掲げる金額を合算した額）

イ．合計課税所得金額から200万円を控除した金額

控除の種類		金 額	控除の種類		金 額		
基礎控除		5万円	納税者本人の所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超
障害者 控 除	普通	1万円			900万円以下	950万円以下	1,000万円以下
	特別	10万円	配偶者控除		一般	5万円	4万円
	同居特別	22万円			老人	10万円	6万円
寡 婦 控 除		1万円	配 偶 者	48万円超 50万円未満	5万円	4万円	2万円
ひとり親 控 除	父	1万円	特別控除	50万円以上55万円未満	3万円	2万円	1万円
	母	5万円					
勤労学生控除		1万円	扶養控除		一般	5万円	老人
					特定	18万円	同居老親等
						13万円	

◎寄附金控除

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額（寄附金の合計額が総所得金額の合計額の３０％を超える場合には当該３０％に相当する金額）が２千円を超える場合には、その超える金額の道府県民税は４％、市町村民税は６％に相当する金額

- １ 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
- ２ 住所地の道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金
- ３ 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの
- ４ 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの

ただし１のうち、特別控除の対象となる寄附金が２千円を超える場合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の道府県民税は５分の２、市町村民税は５分の３に相当する金額をさらに加算した金額（所得割の２０％に相当する金額を超えるときは、その２０％に相当する金額）

課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割合
0円以上195万円以下	84.895%
195万円超330万円以下	79.79%
330万円超695万円以下	69.58%
695万円超900万円以下	66.517%
900万円超1,800万円以下	56.307%
1,800万円超4,000万円以下	49.16%
4,000万円超	44.055%
0円未満 （課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合）	90%
0円未満 （課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合）	地方税法に定める割合

◎配当控除

配当控除額＝配当所得×控除率

	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	市町村民税	県民税	市町村民税	県民税
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
外貨建等以外の証券投資信託	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

◎税額控除（住宅借入金等特別税額控除）

前年分の所得税において平成２１年から令和７年まで（地方税法附則第６１条の規定の適用がある場合は令和４年）の入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額（前年分の所得税に係る課税総所得金額等の１００分の５に相当する金額（９７,５００円を限度）を超える場合には、当該金額）に下欄の割合を乗じた金額

ただし、居住年が平成２６年から令和７年まで（地方税法附則第６１条の規定の適用がある場合は令和４年）であって、特定取得又は特別特定取得に該当する場合には、「１００分の５」を「１００分の７」と、「９７,５００円」を「１３６,５００円」として計算した金額

①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額（特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成１９年若しくは平成２０年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額）

②前年分の所得税の額（住宅借入金等特別控除等適用前の金額）

市町村民税	３／５	道府県民税	２／５
-------	-----	-------	-----

〔５〕配当割額控除又は株式等譲渡所得割額控除額

区 分	市町村民税	県民税
配 当 割 又 は 株 式 等 譲 渡 所 得 割	３／５	２／５

市町村民税・県民税額の計算

例 1

支払給与総額	5,510,760円	
社会保険料控除額	675,547円	計 1,804,547円 (所得控除合計金額)
生命保険料控除額	35,000円	
配偶者控除額	330,000円	
扶養控除額	330,000円	
地震保険料控除額	4,000円	
基礎控除額	430,000円	

課税標準 (合計課税所得金額)

5,510,760円の給与所得控除後の額………**3,966,400円**

3,966,400円 - **1,804,547円** = 2,161,853円 ÷ 2,161,000円

(総所得金額) (所得控除合計金額) (千円未満切り捨て) (課税標準額)

① 市町村民税所得割

2,161,000円 × $\frac{6}{100}$ = 129,660円 ÷ 129,600円

(課税標準額) (税率) (百円未満切り捨て)

② 県民税所得割

2,161,000円 × $\frac{4}{100}$ = 86,440円 ÷ 86,400円

(課税標準額) (税率) (百円未満切り捨て)

※調整控除の計算

合計課税所得金額が200万円超の場合

人的控除の差の合計 - (合計課税所得金額 - 200万)

150,000 - 161,000 = -11,000

※50,000円を下回る場合は50,000円

50,000円の5% (市町村民税3%、県民税2%) が調整控除となる

50,000 × 3% = 1,500 50,000 × 2% = 1,000

市町村民税所得割 - 調整控除 + 市町村民税均等割

129,600 - 1,500 + 3,500 = 131,600

県民税所得割 - 調整控除 + 県民税均等割

86,400 - 1,000 + 1,500 = 86,900

年税額218,500円

特別徴収月割額算出 218,500 ÷ 12 = 18,208.33……円

(百円未満の端数は6月分に加算します)

6月分 18,300円

7月以降分 18,200円

なお、年税額が均等割のみの場合は6月分1回で納入となります。

退職所得に係る市町村民税・県民税の特別徴収について

退職者に退職金等を支払われる場合は、所得税の源泉徴収と同時に、その退職金等に対する個人の市町村民税・県民税の税額（所得割額）を計算し、退職金等の支払金額から徴収して、納入してください。

この退職金等に係る個人の市町村民税・県民税の特別徴収の概要は、次のとおりです。

退職所得の課税の特例

1 退職所得に係る市町村民税・県民税の特別徴収

退職金等に対する個人の市町村民税・県民税は、退職金等の支払の際に、所得税の場合と同様に、退職金等の支払者が自ら、その税額を計算し、その税額を退職金等から天引きして、退職者の退職手当の支払を受けるべき日（通常は退職した日）の属する年の1月1日現在における住所の所在する市町村に納付していただくことになっております。

2 特別徴収義務者

退職金等の支払をする者を特別徴収義務者とし、特別徴収義務者は退職金等の支払をする際に、その退職金等について退職所得に係る個人の市町村民税・県民税を徴収し納入しなければならないことになっています。

3 納税義務者

退職所得に対する個人の市町村民税・県民税の納税義務者は、市町村内に住所を有する者で、退職金等の支払を受ける者です。

4 課税市町村（納入すべき市町村）

退職金に係る市町村民税・県民税の課税は、退職金の支払を受ける者（退職者）の令和5年1月1日現在の住所所在地の市町村です。したがって、退職金等から徴収した個人の市町村民税・県民税は、退職者の1月1日の住所所在地の市町村に、納入していただくことになります。（ただし令和6年1月1日以降退職する場合は令和6年1月1日現在の住所所在地の市町村です。その時には一括徴収税額と退職所得に係る特別徴収税額を納入すべき市町村が異なる場合があります）

5 退職金等の権利確定日（支払を受けるべき日）

退職金等について支払を受けるべき日、すなわち退職所得についての収入金額の権利の確定する時期は、原則として退職した日となりますが会社の役員等の退職金等で会社の定款、その他の定めにより株主総会等の決議を要するものについては、その決議があった時によります。

6 退職所得控除は次のとおりです。

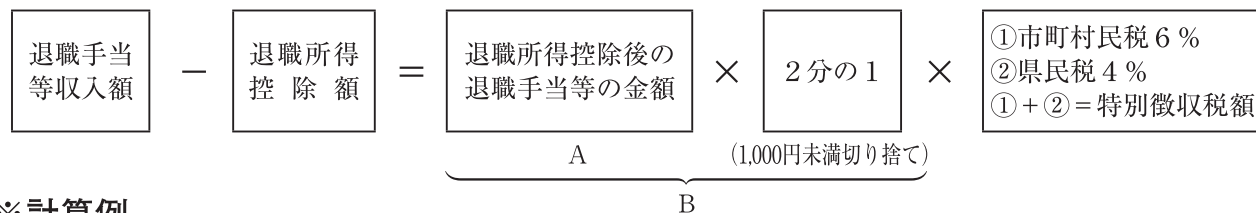
勤続年数が20年以下の者 40万円×勤続年数（80万円に満たないときは、80万円）

勤続年数が20年を超える者 800万円 + 70万円 × (勤続年数 - 20年)

7 税額の算出

分離課税に係る所得割の税額は、退職所得の金額に、税率（市町村民税は、6%（地方税法第328条の3）、道府県民税は、4%（同法第50条の4））を適用して計算します。

※参考（計算の流れ）



※計算例

例）勤続年数24年2月、退職手当支払額14,223,632円の場合

退職所得控除額（25年として計算）→11,500,000円

$$\begin{array}{rcccl} 14,223,632 & - & 11,500,000 & = & 2,723,632\text{円} \cdots \cdots A \\ \text{(退職所得支払額)} & & \text{(退職所得控除額)} & & \text{(退職所得控除後の退職手当等の金額)} \end{array}$$

$$A \text{ の金額} \times 2 \text{ 分の } 1 = 1,361,816\text{円} \rightarrow 1,361,000\text{円 (1,000円未満切り捨て)}$$

\cdots \cdots B

$$\text{市町村民税 } B \times 6\% = 81,660\text{円} \rightarrow 81,600\text{円 (100円未満切り捨て)}$$

$$\text{県民税 } B \times 4\% = 54,440\text{円} \rightarrow 54,400\text{円 (100円未満切り捨て)}$$

$$\begin{array}{rcccl} \text{納付する額は} & 81,600 & + & 54,400 & = & 136,000\text{円} \text{ です} \\ & \text{(市町村民税)} & & \text{(県民税)} & & \text{(合計)} \end{array}$$

8 納入書並びに納入申告書

- (1) 納入書は給与に係る納入済通知書と退職所得に係る納入金額欄とに分かれていますので退職所得に係る分については必ず退職所得の納入金額欄に記入してください。
- (2) 納入申告書は納入済通知書の裏面にありますので忘れずに必ず記入してください。

◎納入すべき金額が納入金額（１）の欄の金額と異なる時の使用例（税額を変更して納める時）… 3枚とも「黒のボールペン」を使用し、二重線で訂正してください。

沖縄県久米島町		個人町民税 個人県民税		領 収 証 書	
市区町村コード		納 付 場 所		加 入 者 名	
4 7 3 6 1 8				久米島町会計管理者	
令和 5 年 6 月分		指 定 番 号		納入金額(1)	
		1234567		3,100 円	
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		給与分 (一括徴収 分を含む。)		2 6 0 0	
納 入 金		退 職 所得分		7 0 0 0 0 0	
延滞金		督 促 手数料		2 6 0 0	
納期限 令和 5 年 7 月 10 日		合計額		2 9 5 0 0 0	
※納期限を過ぎると使用できません。					
(特別徴収義務者)		住 所 〒 901-3193		領 収 日 付 印	
又は 所在地 久米島町久米島〇〇番地		氏 名 又は 名称 株式会社 久米島商事 殿			
上記のとおり領収しました。				(納入者保管)	

沖縄県久米島町		個人町民税 個人県民税		納 入 書	
市区町村コード		納 付 場 所		加 入 者 名	
4 7 3 6 1 8				久米島町会計管理者	
令和 5 年 6 月分		指 定 番 号		納入金額(1)	
		1234567		3,100 円	
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		給与分 (一括徴収 分を含む。)		2 6 0 0	
納 入 金		退 職 所得分		7 0 0 0 0 0	
延滞金		督 促 手数料		2 6 0 0	
納期限 令和 5 年 7 月 10 日		合計額		2 9 5 0 0 0	
※納期限を過ぎると使用できません。					
(特別徴収義務者)		住 所 〒 901-3193		領 収 日 付 印	
又は 所在地 久米島町久米島〇〇番地		氏 名 又は 名称 株式会社 久米島商事			
上記のとおり納入します。				(金融機関又は郵便局保管)	

沖縄県久米島町		個人町民税 個人県民税		納入済通知書	
市区町村コード		納 付 場 所		加 入 者 名	
4 7 3 6 1 8				久米島町会計管理者	
令和 5 年 6 月分		指 定 番 号		納入金額(1)	
0 5 0 6 0 1 2 3 4 5 6 7		1234567		3,100 円	
473618		給与分 (一括徴収 分を含む。)		2 6 0 0	
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		納 入 金		7 0 0 0 0 0	
延滞金		督 促 手数料		2 6 0 0	
納期限 令和 5 年 7 月 10 日		合計額		2 9 5 0 0 0	
※納期限を過ぎると使用できません。					
(特別徴収義務者)		住 所 〒 901-3193		領 収 日 付 印	
又は 所在地 久米島町久米島〇〇番地		氏 名 又は 名称 株式会社 久米島商事 納			
上記のとおり通知します。				(沖縄市保管)	

◎退職……給与の税額を一括徴収して、退職所得に対する税を同時に納付する時

沖縄県久米島町		個人町民税 個人県民税		領 収 証 書	
市区町村コード		納 付 場 所		加 入 者 名	
4 7 3 6 1 8				久米島町会計管理者	
令和 5 年 6 月分		指 定 番 号		納入金額(1)	
		1234567		25,000 円	
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		給与分 (一括徴収 分を含む。)		2 2 5 0 0 0	
納 入 金		退 職 所得分		7 0 0 0 0 0	
延滞金		督 促 手数料		2 6 0 0	
納期限 令和 5 年 7 月 10 日		合計額		2 9 5 0 0 0	
※納期限を過ぎると使用できません。					
(特別徴収義務者)		住 所 〒 901-3193		領 収 日 付 印	
又は 所在地 久米島町久米島〇〇番地		氏 名 又は 名称 株式会社 久米島商事 殿			
上記のとおり領収しました。				(納入者保管)	

※納入者・金融機関・市町村保管分3枚とも訂正してください。

←変更があった場合は「黒のボールペン」を使用して、二重線のみで訂正し、数字は書き入れないで（２）の給与分に改めて記入してください。

←毎月の税額と一括徴収した税額の合計

←裏面に記載した退職所得に係る町民税・県民税特別徴収税額の合計額と一致

〈お願い〉
右欄へ退職所得にかかる納税義務者情報を記載してください。
※ 2名以上の退職者がいる場合には、任意様式へ内訳を記載、税務課へ提出してください。

(裏 面)

町 民 税 納 入 申 告 書	
久米島町長 殿	
令和 5 年 月 日 提出	令和 5 年 月分 人員 人
退職手当等支払金額	5 0 0 0 0 0 0
特別徴収税額	7 8 0 0 0 0
市 民 税	5 2 0 0 0 0
県 民 税	
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。	
特別徴収義務者	(住所又は所在地) 〒901-3193 久米島町久米島〇〇番地
(氏名又は名称)	株式会社 久米島商事
法人番号又は個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 0 1 2
1月1日の住所	久米島町 1-1-1
氏 名	久米島 太郎
就職年月日	25・10・1
勤続年数	9 年
支払金額	5,000,000円
特別徴収税額	78,000円
税 額	52,000円

異動届の書き方

《記入例》退職した時 ～普通徴収へ切替～

年税額 54,700円

月 割 額		沖縄商事で 徴収済 10月分まで 金額23,200円
6月分	5,200円	
7月分	4,500円	
8月分	4,500円	
9月分	4,500円	
10月分	4,500円	本人へ役場 から 納税通知書を送付 未徴収額 31,500円
11月分	4,500円	
12月分	4,500円	
1月分	4,500円	
2月分	4,500円	
3月分	4,500円	
4月分	4,500円	
5月分	4,500円	



給与支払報告 (特別徴収)に係る給与所得者異動届出書

◎この異動届出書は異動があった月の翌月10日までに必ず（一括徴収した場合においても）提出して下さい。
◎この異動届出書は、コピーして使用していただいても結構です。 右の※印の欄には記入しないでください。

令和 5 年 11 月 5 日		住所（居所） 又は所在地		郵便番号		〇〇〇〇〇〇〇〇〇番地	
フリガナ		カブシキガイシャ オキナワショウジ		株式会社		沖縄商事	
氏 名		沖 縄 太 郎		生 年 月 日		昭和 51 年 8 月 1 日	
受給者番号		〇〇〇〇〇〇〇〇〇番地		令和 4 年度		6 月分から 11 月分まで	
個人番号		〇〇〇〇〇〇〇〇〇番地		54,700 円		23,200 円	
1 月 1 日 現在の住所		給与支払を受けなくなった後の住所		同 上		31,500 円	
現 住 所		同 上		円		円	

C 普通徴収

※未徴収額を本人が支払う

※〇〇市町村より退職者本人に通知しますので旧住所欄とあわせて現住所欄も必ず記入してください。

B 一括徴収

※未徴収額を特別徴収義務者が給与等から徴収する。

一括徴収した税額は 〇 月分まで納入する
(月 日納入)

給与又は退職手当等の支払予定日 一括徴収予定額 (ウ) と同額 異動者印

円

A 特別徴収継続（転勤・再就職）

※未徴収額を新特別徴収義務者が給与から徴収する。

特別徴収義務者指定番号

所在地

フリガナ

氏 名

個人番号又は法人番号

連 係

氏 名

TEL () (内線)

月割額 円を 〇 月分から徴収し納入する。

場 一 括 徴 収 し ない 理由

1. 異動の日が6月1日から12月31日までの間で、本人から申出がないため。

2. 異動の日が1月1日から4月30日までの間で、残税額（上記（ウ）の欄）を超える給与、又は退職手当の支払がないため。

3. その他 理由 ()

ご 注 意

1. 「宛名番号」の欄には《特別徴収税額通知書》に記載された宛名番号を記入してください。

2. 転勤・再就職により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上欄の事項を記入し、新勤務先へ回付願います。

3. 新勤務先では「A特別徴収継続」欄の事項を記入し、1月1日現在の住所地（課税地）の市区町村に送付してください。

4. 1月1日から4月30日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。

異動届の書き方

《記入例》退職した時 ～一括徴収へ切替～

年税額 54,700円

月 割 額		沖縄商事で 徴収済 10月分まで 金額23,200円
6月分	5,200円	
7月分	4,500円	
8月分	4,500円	
9月分	4,500円	
10月分	4,500円	
11月分	4,500円	
12月分	4,500円	
1月分	4,500円	一括徴収 済額 31,500円
2月分	4,500円	
3月分	4,500円	
4月分	4,500円	
5月分	4,500円	



給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎この異動届出書は異動があった月の翌月10日までに必ず（一括徴収した場合においても）提出して下さい。
◎この異動届出書は、コピーして使用していただいても結構です。右の※印の欄には記入しないでください。

令和5年11月5日		住所（居所） 又は所在地 フリガナ 〇〇〇〇〇〇〇〇〇番地		郵便番号 901-1111	特別徴収義務者指定番号 005000000	
〇〇〇〇 長あて		フリガナ 株式会社 沖縄商事		宛名番号（注1） 003		係 人事課
氏名 沖 縄 太 郎		個人番号又は法人番号		連絡者 氏名 大 城 花 子		TEL (098) 888-XXXX (内線 123)
受給者番号		給与所得者（異動者） フリガナ オキナワ タロウ		（ア）特別徴収税額（年税額） 令和4年度 54,700 円		異動年月日 令和5年10月30日
個人番号		生年月日 昭和51年8月1日		（イ）徴収済税額 6 月分 11 月分		異動の事由 ①退職
1月1日現在の住所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇番地		（ウ）未徴収税額（ア）－（イ） 10 月分 5 月分		23,200 円 31,500 円		異動後の未徴収税額の徴収 A. 特別徴収継続 B. 一括徴収 C. 普通徴収
現住所 同 上		給与支払を受けなくなった後の住所				※Cを○で囲んだ場合は、左下の「一括徴収しない理由欄」の該当する番号を○で囲んでください。

C 普通徴収
※未徴収額を本人が支払う
※〇〇市町村より退職者本人に通知しますので旧住所欄とあわせて現住所欄も必ず記入してください。

B 一括徴収
※未徴収額を特別徴収義務者が給与等から徴収する。
一括徴収した税額は 11 月分まで納入する
(12 月 10 日納入)
給与又は退職手当等の支払予定日 11 月 30 日
一括徴収予定額 (ウ) と同額 31,500 円
異動者印

A 特別徴収継続（転勤・再就職）
※未徴収額を新特別徴収義務者が給与から徴収する。
特別徴収義務者指定番号
所在地
フリガナ
氏名
個人番号又は法人番号
連絡者
係
氏名
TEL () (内線)
月割額 円を 月分から徴収し納入する。

下記の欄には、その年の1月1日から退職時まで支払の確定した給与の額等を記載してください。
1月1日以降退職時までの給与支払総額（賞与含む）
2,453,300 円
退職手当等の支払額（支払予定額）
円
社会保険料額
153,200 円
勤続年数
年 月

場 一 括 徴 収 し ない 理 由
1. 異動の日が6月1日から12月31日までの間で、本人から申出がないため。
2. 異動の日が1月1日から4月30日までの間で、残税額（上記（ウ）の欄）を超える給与、又は退職手当の支払がないため。
3. その他 理由 ()

- ご 注 意
- 「宛名番号」の欄には《特別徴収税額通知書》に記載された宛名番号を記入してください。
 - 転勤・再就職により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上欄の事項を記入し、新勤務先へ回付願います。
 - 新勤務先では「A特別徴収継続」欄の事項を記入し、1月1日現在の住所地（課税地）の市区町村に送付してください。
 - 1月1日から4月30日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。

異動届の書き方

《記入例》転勤の場合

年税額 54,700円

月 割 額		沖縄商事で 徴収済 10月分まで 金額23,200円
6月分	5,200円	
7月分	4,500円	
8月分	4,500円	
9月分	4,500円	
10月分	4,500円	那覇商事で 11月から 徴収 金額31,500円
11月分	4,500円	
12月分	4,500円	
1月分	4,500円	
2月分	4,500円	
3月分	4,500円	
4月分	4,500円	
5月分	4,500円	



給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎この異動届出書は異動があった月の翌月10日までに必ず（一括徴収した場合においても）提出して下さい。
◎この異動届出書は、コピーして使用していただいても結構です。右の※印の欄には記入しないでください。

令和 5 年 11 月 5 日		給 特 与 別 支 徴 払 収 義 務 者		住所（居所） 又は所在地 フリガナ カブシキガイシャ オキナワショウジ	郵便番号 901-1111	番地 〇〇〇〇〇〇〇〇〇番地		特別徴収義務者指定番号 005000000	
〇〇〇〇 長あて		氏 名 沖 縄 太 郎		株 式 有 限 公 司 沖 縄 商 事		宛 名 番 号（注 1） 003		連 絡 者 係 氏 名 大 城 花 子	
個人番号又は法人番号		生 年 月 日 昭和 51 年 8 月 1 日		令 和 4 年 度 54,700 円		(イ) 徴収済税額 6 月分から 11 月分まで		TEL (0 9 8) 8 8 8 - × × × × (内線 1 2 3)	
給 与 所 得 者（異 動 者）		(ア) 特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴収済税額		(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)		異動年月日 令和 5 年 10 月 30 日	
フリガナ オキナワ タロウ		54,700 円		23,200 円		31,500 円		異動の事由 1. 退職 ② 転勤 3. 休職 4. 長欠 5. 死亡 6. 会社解散 7. 住所誤報	
氏 名 沖 縄 太 郎		令 和 4 年 度 54,700 円		6 月分から 11 月分まで		11 月分まで		異動後の未徴収税額の徴収 A. 特別徴収継続 B. 一括徴収 C. 普通徴収	
受給者番号		令 和 4 年 度 54,700 円		6 月分から 11 月分まで		11 月分まで		Cを○で囲んだ場合は、左下の「一括徴収しない理由欄」の該当する番号を○で囲んでください。	
個人番号		令 和 4 年 度 54,700 円		6 月分から 11 月分まで		11 月分まで			
1 月 1 日 現在の住所		令 和 4 年 度 54,700 円		6 月分から 11 月分まで		11 月分まで			
給与支払を受けなくなった後の住所		令 和 4 年 度 54,700 円		6 月分から 11 月分まで		11 月分まで			
現 住 所 同 上		令 和 4 年 度 54,700 円		6 月分から 11 月分まで		11 月分まで			

C 普通徴収
※未徴収額を本人が支払う
※〇〇市町村より退職者本人に通知しますので旧住所欄とあわせて現住所欄も必ず記入してください。

B 一括徴収
※未徴収額を特別徴収義務者が給与等から徴収する。
一括徴収した税額は 月分まで納入する
(月 日納入)
給与又は退職手当等の支払予定日 一括徴収予定額 (ウ) と同額 異動者印
円

A 特別徴収継続 (転勤・再就職)
※未徴収額を新特別徴収義務者が給与から徴収する。
特別徴収義務者指定番号 90124583
所在地 那覇市久茂地〇-〇-〇
フリガナ カブシキガイシャ ナハショウジ
名称 株式会社 那覇商事
個人番号又は法人番号
連 絡 者 係 総務部
氏 名 那覇 一 雄
TEL (0 9 8) 8 8 8 - × × × × (内線) 303
月割額 4,500 円を 11 月分から徴収し納入する。

下記の欄には、その年の1月1日から退職時まで支払の確定した給与の額等を記載してください。
1月1日以降退職時までの給与支払総額（賞与含む） 退職手当等の支払額（支払予定額）
円 円
社会保険料額 勤続年数
円 年 月 日

場 一
合 括
の 徴
理 収
由 しない
理由
1. 異動の日が6月1日から12月31日までの間で、本人から申出がないため。
2. 異動の日が1月1日から4月30日までの間で、残税額（上記（ウ）の欄）を超える給与、又は退職手当の支払がないため。
3. その他 理由 ()

ご 注 意
1. 「宛名番号」の欄には《特別徴収税額通知書》に記載された宛名番号を記入してください。
2. 転勤・再就職により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上欄の事項を記入し、新勤務先へ回付願います。
3. 新勤務先では「A特別徴収継続」欄の事項を記入し、1月1日現在の住所地（課税地）の市区町村に送付してください。
4. 1月1日から4月30日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎この異動届出書は異動があった月の翌月10日までに必ず（一括徴収した場合においても）提出して下さい。
◎この異動届出書は、コピーして使用していただいても結構です。 右の※印の欄には記入しないでください。

※CD	
処 ※ 理 日	現年度
	新年度
	両年度
特別徴収義務者指定番号	
宛名番号（注1）	
連 絡 者	係
	氏名
	TEL () (内線)
異動年月日	異動の事由
年	1.退職
月	2.転勤
日	3.休職
	4.長欠
	5.死亡
	6.会社解散
	7.住所誤報

令和 年 月 日	給与特別徴収義務者	住所（居所）又は所在地	郵便番号
長あて	フリガナ	フリガナ	
	氏名	名称	
	受給者番号	個人番号又は法人番号	
	個人番号		
1月1日現在の住所			
現住所	給与支払を受けなくなった後の住所		
給与所得者（異動者）		(ア) 特別徴収税額（年税額）	(イ) 徴収済税額
フリガナ	生年月日		
氏名			
受給者番号			
個人番号			
1月1日現在の住所			
現住所			

C 普通徴収
※未徴収額を本人が支払う
※〇〇市町村より退職者本人に通知しますので旧住所欄とあわせて現住所欄も必ず記入してください。

B 一括徴収
※未徴収額を特別徴収義務者が給与等から徴収する。

一括徴収した税額は 月分で納入する
(月 日納入)

給与又は退職手当等の支払予定月日	一括徴収予定額（ウ）と同額	異動者印
	円	

A 特別徴収継続（転勤・再就職）
※未徴収額を新特別徴収義務者が給与から徴収する。

特別徴収義務者指定番号

新 特 別 徴 収 義 務 者	所在地	
	フリガナ	
	名称	
	個人番号又は法人番号	
連絡者	係	
	氏名	
	TEL () (内線)	
月割額 円を 月分から徴収し納入する。		

下記の欄には、その年の1月1日から退職時までには支払の確定した給与の額等を記載してください。

1月1日以降退職時までの給与支払総額（賞与含む）	退職手当等の支払額（支払予定額）
円	円
社会保険料額	勤続年数
円	年 カ月

場
合
の
理
由

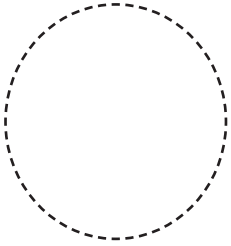
1. 異動の日が6月1日から12月31日までの間で、本人から申出がないため。
2. 異動の日が1月1日から4月30日までの間で、残税額（上記（ウ）の欄）を超える給与、又は退職手当の支払がないため。
3. その他 理由 ()

- ご
注
意
- 「宛名番号」の欄には《特別徴収税額通知書》に記載された宛名番号を記入してください。
 - 転勤・再就職により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上欄の事項を記入し、新勤務先へ回付願います。
 - 新勤務先では「A 特別徴収継続」欄の事項を記入し、1月1日現在の住所地（課税地）の市区町村に送付してください。
 - 1月1日から4月30日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。

特別徴収義務者所在地等変更届出書

長 殿

特別徴収義務者の所在地、名称等について下記のとおり変更したので通知します。

受領印 	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地	郵便番号												特別徴収義務者 指 定 番 号		
		名 称													連絡者の係 及び氏名並 びにその 電 話 番 号	係	
		代表者の 職氏名印														氏 名	
		法人番号															電 話

		変更年月日		令和 年 月 日	
事 項	変 更 前		変 更 後		
フリガナ					
所 在 地	〒		〒		
フリガナ					
名 称					
電 話					
備 考					

○特別徴収事務に係る書類の送付について、上記以外の場所を希望・変更される場合には、下記の欄に送付先の記入をして下さい。

送 付 先	フリガナ				
	所 在 地	〒		〒	
	フリガナ				
	名 称				
	電 話				

※ご注意 所在地・名称・送付先所在地・名称には、誤読をさけるため必ずフリガナをお振り下さい。

特別徴収への切替申請書

〔普通徴収 → 特別徴収〕

令和 年 月 日		給 与 支 払 者	住 所 又 は 地 所 在 地											連 絡 先	特別徴収義務者 指 定 番 号		新規 ○印 事業種目
長あて			氏 名 又 は 称 名	フリガナ											係 名		
			法 人 番 号														

※新規の場合新規に○印をつけ、事業種目を記入してください。

給 与 所 得 者	受給者番号 (あれば記入)	フリガナ	生年月日		左記の者について 普通徴収の 期分から 当社で 月分より 特別徴収いたします。
		氏 名	年 月 日		
	1月1日の住所				
	現 住 所				
異動年月日		令和 年 月 日	注 意 事 項	※普通徴収の納期限を過ぎたものは 特別徴収への切替はできません。 【普通徴収の納期限】 第1期：6月30日 第2期：8月31日 第3期：10月31日 第4期：1月31日 納期限が土、日曜日・祝祭日の場合は、 翌日（平日）となります。	市 町 村 処 理 欄
申請理由 (○印をつけてください。)					台 帳 処 理 年 月 日
	入社したため				入 力 処 理 年 月 日
	その他 (例：復職など)				通 知 書 番 号
					新 規 個 人 番 号

